

指定地域密着型サービス事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所  
各位

町田市いきいき生活部介護保険課長 江成 裕司

2025年度介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出について（通知）

平素から、町田市の介護保険行政に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号）「4（3）実績報告書等の作成・提出」において、介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに、「介護職員等処遇改善加算実績報告書」を提出するよう定められているところです。

つきましては、2025年度における介護職員等処遇改善加算実績報告書について、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

なお、2025年度途中で事業所を廃止された場合や当該加算の算定を終了された場合についても同様に、最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに実績報告書を提出いただく必要がありますので、遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 別紙様式3（令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告書）
- 2 提出先 町田市いきいき生活部介護保険課給付係 指定担当  
[ikiiki050\\_06@city.machida.tokyo.jp](mailto:ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp)  
※事業所の所在地に関わらず、指定権者ごとに提出する必要があります。
- 3 提出方法 電子メール（提出方法や注意事項については、**別紙1**を必ず参照のこと。）
- 4 提出期限 **2026年7月31日(木)〈メール必着（厳守）〉**
- 5 その他 町田市ホームページに本通知や様式等を掲載しています。  
<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryoku/kaigo/business/chiikimicchaku/syogukazenyoushiki.html>  
（町田市トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険に関する事業者の方へ>地域密着型サービス>介護職員等処遇改善加算について）

問い合わせ先

町田市いきいき生活部介護保険課

給付係 八木、黒田、平口

電話：042-724-4366

## 1 提出方法について

別紙様式3（令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告書）を提出される際は、以下のとおりといたします。

なお、**2026年7月31日(金)までに受信分のみ受付**となりますのでご注意ください。

今回の提出では「電子申請届出システム」の利用は行いませんのでご注意ください。

※ただし、本通知前に電子申請届出システムでの実績報告書を提出済みの事業者は除く。

【提出先アドレス】 [ikiiki050\\_06@city.machida.tokyo.jp](mailto:ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp)

【件名】 **【法人名】** 2025年度介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出

【添付ファイル】 **Excel** ファイルで提出してください **(PDF 不可)**

【添付ファイル名】 **【法人名】** 2025年度介護職員等処遇改善加算実績報告書

**※件名及び添付ファイル名は必ず指定されたファイル名称で提出**してください。指定された名称での提出でない場合、確認がとれず、**不受理になる場合があります。**

※本通知によって指定された提出書類以外に添付する場合は、その**ファイルや文書ごとに【法人名】をファイル名の頭に付けてください。**

※添付ファイルは、Excel ファイルで提出してください **(PDF 不可)**。

## 2 提出及び記載にあたっての注意事項

- ・介護保険最新情報 Vol. 1353(介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）)及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第2版）（令和7年3月17日）」を参照すること。
- ・**サービス種別ごとの記載が必要**との見解が国から示されているため、町田市の場合は**地域密着型サービスの各サービスに加え、介護予防、短期利用型**についても分けて記載する必要があります。また、**総合事業サービスは訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）**を分けて記載してください。
- ・サービス種別ごとに記載する際は町田市で指定していることが分かるように**指定権者名の欄に忘れずに「町田市」**を記載してください。
- ・メール提出の場合の收受印や受理メール等については、一切行いません。**町田市がメールを受理したことを確認したい場合は、メールに開封要求をつけていただく方法で対応**をお願いします。
- ・期限内の提出をもって、2025年度の介護職員等処遇改善加算について正しく加算算定がされたことを確認するため、**期限を過ぎた場合には当該加算についてすべて遡及して返還いただく可能性があります。**ご注意ください。